

核兵器禁止条約に日本政府が参加するよう求める意見書

2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択された。

この条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪している。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものと規定された。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さない文脈になっている。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示したものとなっている。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

2018年9月20日、核兵器禁止条約の調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、大きな変化が生まれ2020年10月24日に批准国が50カ国に達した。この結果、90日後の2021年1月22日以降、核兵器禁止条約は世界の法規範として正当な効力を持つことになった。

日本は、広島と長崎への原爆投下にみられる核の惨禍を体験した世界で唯一の被爆国として、核兵器の全面禁止のために真剣にかつ誠実に努力する証として、速やかに核兵器禁止条約に参加し、調印、批准することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	菅	義偉	様
外務大臣	茂木	敏充	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 中井 勝